

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画見直しの目的

わが国は水の豊かな国であり、その水は、地球上の生物にとって欠くことのできない様々な役割を果たしている。近年、水質汚濁防止法等により、事業所等からの排水は公害防止対策上厳しく規制され、改善が見られているが、依然として、公共下水道や浄化槽が整備されていない家庭等からの生活雑排水（炊事、洗濯、入浴などによる排水）については、未処理のまま公共用水域に排出されている状況となっており、住宅密集地を流れる河川や海水が交換しにくい大村湾などの閉鎖性水域において、水質悪化を招く一因となっている。

本市は、これまで公共下水道の進展や浄化槽の普及等により生活排水処理を推進してきており、循環型社会の構築と計画的な生活排水の処理を推進してきた。

現在、平成28年度から令和7年度を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画編において、長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行い、し尿と生活雑排水の処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めているが、中間年度としていた令和2年度にあたり、生活排水処理に関する法制度、社会情勢、目標値の達成状況などを踏まえて見直しを行った。

第2節 計画目標年次

当初計画は長期的展望に立った計画であることから、計画策定年の翌年度（平成28年度）を初年度とし、5年後の令和2年度を中間目標年次、10年後の令和7年度を計画目標年次と設定していた。本計画では、令和3年度から令和7年度の5年間の計画とする。

計画目標年次 = 令和7年度

なお、諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとする。また、各種年間値のデータは令和元年度分を最新版として整理する。